

【ADR 調停人とは何か？】 建築やまちづくりのトラブルを解決する仕組み 最上 義氏

一般社団法人

日本不動産仲裁機構代表理事

2019年7月23日(火)19:00~



ADR (Alternative Dispute Resolution)とは「裁判外紛争解決制度」と記され、裁判手続によらずに紛争を解決する手法を言い、当事者間の自由な意志と努力に基づいて紛争の解決を目指すものです。建築やまちづくりにおいては様々なトラブルがあります。そのトラブルを解決するためには、建築やまちづくりの専門性と共に、調停人の専門性が必要で、建築系ADR調停人が求められています。法務大臣認証のADR機構である、日本不動産仲裁機構の代表理事の最上氏から、分かり易く、この仕組みをご説明いただきます。この機会に是非、ご来訪ください。

■最上義(もがみただし): 1970年、石川県生まれ、横浜国立大学卒、各種不動産専門団体の教育開発や法務支援に携わり、多くの不動産・建築分野の専門団体の顧問を兼務する傍ら、法務大臣認証不動産ADR機関として(一社)不動産仲裁機構を設立し代表理事に就任、現在に至る。(一社)日本建築まちづくり適正支援機構の理事でもある。



■日時: 2019年7月23日(火)
18:00-19:00 JIA 建築まちづくり委員会ミーティング(委員のみ)
19:00-20:30 セミオープン勉強会
(JIA 会員または日本建築まちづくり適正支援機構会員、その友人)
21:00~懇親会(近くのカフェ等、有料)

■場所: 公益社団法人日本建築家協会 JIA館5階、A会議室
(渋谷区神宮前2-3-18) TEL: 03-3408-8291

■共催: 公益社団法人日本建築家協会
関東甲信越支部 建築・まちづくり委員会
一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構

■後援予定: NPO 建築家教育推進機構

■CPD 申請中

■参加費: 無料 (定員 20 名)

■参加申込: JIA 会員以外の方は氏名、所属、連絡先 をご記入の上、下記まで申込みください。

■申込、問い合わせ: 公益社団法人 日本建築家協会(JIA)関東甲信越支部事務局 大西摩弥
mohnishi@jia.or.jp TEL: 03-3408-8291/FAX: 03-3408-8294

